

## 松田町パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松田町自治基本条例（平成30年松田町条例第12号。以下「自治基本条例」という。）第19条に規定されている、パブリックコメントの手続に関して必要な事項を定め、町の政策等の立案の過程における町民の町政への参加機会を保障し、情報共有を図ることにより、自治基本条例第7条に規定する協働・連携協力によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。  
なお、この要綱における用語は、他に特段の定めのない限り自治基本条例の定めに従う。

2 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な計画及び条例等の立案の過程において、これらの立案の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、当該立案について広く町民から意見及び情報（以下「意見等」という。）を募り、提出された意見等を考慮し、政策等について意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

3 この要綱において「実施機関」とは、自治基本条例第3条第5号に規定する町長等をいう。

4 この要綱において「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 自治基本条例第3条第1号に規定する町民

(2) 自治基本条例第3条第2号に規定する自治会

(3) その他実施機関が行う施策等に利害関係を有する者

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の理念又は基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
  - (2) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
  - (3) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び要綱等の制定又は改廃
  - (4) 町の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
  - (5) 町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
  - (6) 広く町民の利用に供する施設等の整備に係る基本的な計画の策定又は変更のうち、実施機関が必要と認めるもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と判断したもの
- (適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの
- (3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理、字句の改正その他町民生活、事業活動等に影響を及ぼさない軽易なもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求により議会へ提出するもの

(5) 前条第1号及び第4号に規定するもののうち、町の機関内部にのみ適用されるもの及び町民生活、事業活動等に影響を及ぼさないもの

(6) 前条第2号に規定するもののうち、町税並びに分担金、使用料及び手数料その他これに類するものの額の決定に関するもの

(7) 法令等の規定により当該政策に係る実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(8) 政策等の立案の過程において、実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメントを実施しないときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当する政策等を策定しようとするときは、30日以上意見提出の期間（以下「提出期間」という。）を設けて、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表する時は、当該政策等の趣旨、目的並びに策定に至った背景などの説明を加えるとともに、理解を深めるための必要な資料の公表に努めるものとする。

3 実施機関は、前項の規定により、政策等の案を公表した後これを修正した場合は、速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、修正内容が軽微なものと認められるときはこの限りでない。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、町公式サイト及び町広報紙への掲載並びに次に掲げる場所での閲覧を行うものとする。

ただし、町広報紙への掲載については当該政策等の概要を掲載するものとする。

- (1) 役場庁舎
- (2) 寄出張所
- (3) 松田町生涯学習センター
- (4) 松田町健康福祉センター
- (5) その他当該政策等の内容に応じ、必要と認められる場所

2 実施機関は、前項の規定による町広報紙への掲載について、やむを得ない理由により掲載することができない場合は、他の手段を講じて周知するものとする。

(意見等の提出等)

第7条 実施機関は、政策等の案を公表した日から第5条第1項に規定する提出期間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。

2 前項の意見等の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出する町民等へは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）の明記を求めるものとする。

(意見等の考慮)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

(結果の公表)

第 9 条 実施機関は、前条の規定により意思決定を行ったときは、第 7 条の規定により提出された意見等の内容（松田町情報公開条例（平成 13 年松田町条例第 13 号）第 5 条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）及びこれに対する考え方を整理して公表しなければならない。

2 前項の規定による公表の方法は、町公式サイト及び町広報紙に掲載することにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由により町広報紙への掲載ができない場合は、他の手段を講じて公表するものとする。

3 提出された意見等がなかった場合の公表の方法は、前項の規定によらず、提出された意見等がなかった旨を町公式サイトに掲載して行うものとする。

（意思決定過程の特例）

第 10 条 審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。）において、この要綱に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき立案した政策等については、実施機関は、この要綱によるパブリックコメント手続を行わないことができる。

（実施状況等の公表）

第 11 条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況等を取りまとめて、公表するものとする。

2 前項に規定する実施状況等の公表は、当該施策等の案件名、当該施策等を所管する課等の名称、意見等の提出期間、問い合わせ先その他必要な事項を記載した一覧表を、町公式サイトに掲載することにより行うものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等で、町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。